

横浜弁護士会所属の弁護士による

原発事故損害賠償説明会 + 個別相談会

平成26年1月25日（土）

午前10時30分から（開場：午前10時）

東日本大震災と原発事故により被害に遭われた皆様お見舞い申し上げます。
横浜弁護士会では、最新の情報をもとに、①財物や不動産の賠償の基準、②弁護団の提起した訴訟事件の状況、③賠償請求の時効の問題などに関し法律の専門家の立場からみた本来あるべき損害賠償のあり方についての説明会と、みなさまがそれぞれの立場で如何にすべきかを弁護士と一緒に考える個別相談会を県内3カ所で開催いたします。

関内の横浜弁護士会館と、相模原、小田原にて開催いたしますので、是非お近くの会場へご来場ください。

なお、説明会の詳細な内容は、横浜弁護士会ホームページ及びTwitter等で随時更新してまいりますので、是非ご覧ください。



場所

	最寄駅からのご案内	定員	受付方法
① 横浜弁護士会 5階大会議	J R 関内駅 南口より徒歩10分	102名	予約不要
	市営地下鉄 関内駅 出口より徒歩		
	みなとみらい線 日本大通り駅より徒歩1分		
② 横浜弁護士会 相模原支部	J R 横浜線 相模原駅 J R 相模原 (1、2番) 市役所前下車、徒歩	30名	申し込み制 (テレビ上)
③ 横浜弁護士会 県西支部	J R 小田原駅 徒歩10分	20名	申し込み制 (テレビ上)

※②③の会場は、事前申し込み制となります。参加希望の場合は、裏面のご希望の会場に直接お申し込み下さい。ご希望の会場・お名前・ご連絡先電話番号・参加人数をお伺いいたします。事前のお申込みが無い場合は、説明会・相談会を中止する場合があります。

お問い合わせ・予約受付は、いずれも平日、午前10時～午後5時までとなります。

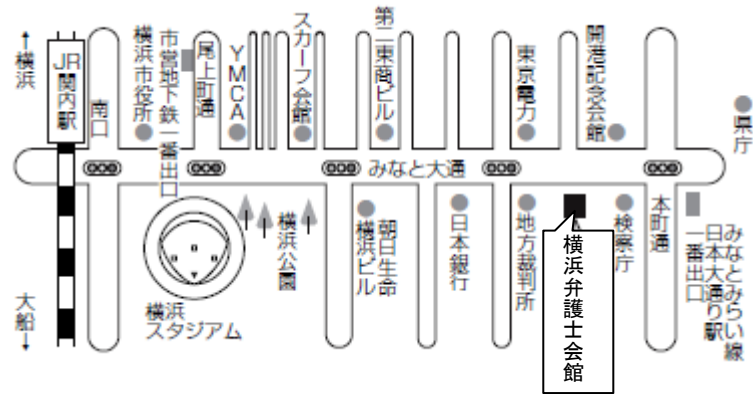
※定員を超えた場合は、ご入場いただけない場合がございますのでご了承ください。



1/25 原発事故損害賠償説明会 会場のご案内

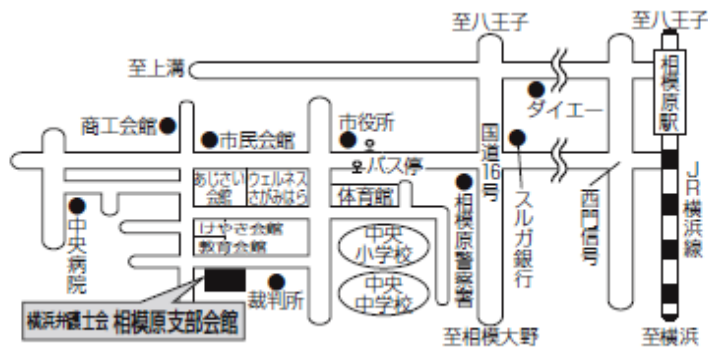
① 関内会場（横浜弁護士会館 5階大会議室）

電話 045-211-7715



② 相模原会場（横浜弁護士会相模原支部会館）

電話 042-751-0958



要予約

③ 小田原会場（横浜弁護士会県西支部会館）

電話 0465-22-5671



要予約